

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年6月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600003 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600068 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 56 年 2 月 1 日、喪失年月日を昭和 59 年 5 月 26 日に訂正し、標準報酬月額については、昭和 56 年 2 月から同年 6 月までは 13 万 4,000 円、昭和 56 年 7 月から昭和 57 年 9 月までは 18 万円、昭和 57 年 10 月から昭和 58 年 9 月までは 17 万円、昭和 58 年 10 月から昭和 59 年 4 月までは 18 万円とすることが必要である。

昭和 56 年 2 月 1 日から昭和 59 年 5 月 26 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月 1 日から昭和 59 年 5 月 26 日まで
② 平成 6 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、請求期間①当時、諸事情により本名ではない「C」を名乗って A 社に社員として勤務していた。当時の工場内外の様子を手書きした見取図を資料として提出するので、同名での厚生年金保険の記録について調査の上、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②においては、本名の D で E 社において社員として平成 6 年 1 月 31 日まで勤務したので、調査の上、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、請求者が同社に勤務していた際に使用していたとする「C」という氏名の者が確認できるところ、オンライン記録によると、当該記録は基礎年金番号に未統合の被保険者記録「C」であることが確認できる。

また、B 社は、請求期間①当時の書類は会社移転のため処分しており、「C」という従業員が勤務していたかは不明と回答しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、「C 昭和 11 年 * 月 * 日生」は同社において昭和 56 年 2 月 1 日に資格取得し、昭和 59 年 5 月 9 日に

離職していることが確認できる上、複数の同僚も、当時、「C」という社員が勤務していた旨の回答をしている。

そして、複数の同僚及びB社の従業員は、請求期間①当時、同社において「C」という氏名で勤務していた従業員は一人しかおらず、請求者が「C」を名乗って総菜製造業務に従事し、同社を退職後、同業のE社で勤務するようになったことを記憶しており、A社で勤務していた「C」は、請求者と同一人物である旨の陳述をしている。

さらに、請求者は、請求期間①当時のA社の工場内外の様子を手書きした見取図を提出しているところ、上記の複数の同僚が記憶する工場内の事務所等の配置は、上記の見取図と一致している。

加えて、請求期間①当時、A社でパートタイマーとして勤務し、その後、請求者の勤務先の事業主となった者（E社の元事業主）は、請求者が請求期間①当時、「C」の氏名を用いて生活し、E社を設立した頃に本名の「D」を名乗るようになった旨の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、前述の「C」に係る厚生年金保険の被保険者記録は、請求者の記録であり、請求者のA社における被保険者資格の取得日は昭和56年2月1日、資格喪失日は昭和59年5月26日であると認められる。

なお、請求者のA社における請求期間①に係る標準報酬月額については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和56年2月から同年6月までは13万4,000円、昭和56年7月から昭和57年9月までは18万円、昭和57年10月から昭和58年9月までは17万円、昭和58年10月から昭和59年4月までは18万円とすることが必要である。

2 請求期間②について、元事業主は、請求者がE社において勤務していたと思うが、当時の資料がないため、詳細は給与計算事務や社会保険事務を委託していた社会保険労務士に照会して欲しい旨の陳述をしている。

しかしながら、当該社会保険労務士は、請求者からE社の退職日を平成6年1月30日にしてほしいとの申出があり、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年1月31日とする手続を行ったため、平成6年1月分の厚生年金保険料を請求者の給与から控除する手続を行わなかつたことを記憶している旨の陳述をしている。

また、請求期間②当時、E社に勤務していた複数の同僚に照会したが、請求者の退職日を記憶している者は確認できなかった。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。